

「令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業」 【企画提案公募実施要領】

福岡県では、標記事業を委託して実施する予定であり、事業委託候補者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

1 事業の目的

本県が実施する「福岡県建設産業雇用促進事業」は、県内建設産業の中小企業等におけるDXの推進による労働環境の改善による魅力ある建設業界への変革、技術力・生産性向上による経営基盤の強化、多様な人材が活躍できる職場環境・組織の構築、企業の採用力の向上（多様な人材の採用）を促し、人材確保につなげていくことを目的とする。

本事業は、建設産業が抱える既存のイメージ（3K：きつい、汚い、危険など）を払拭するため、建設産業の魅力を発信し、DX推進による労働環境改善を実体験として提供することで、求職者の認識を更新し、建設産業への興味・関心を高め、別紙で定める『良質な雇用』による正社員就職等を強力に支援するものである。

※ 「良質な雇用」の定義については、別紙（「良質な雇用による正社員就職者等」の定義について）を参照すること。

2 委託事業の内容

別途提示する仕様書のとおり。

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算規模

金82,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※契約の締結は令和8年度の予算成立を条件とする。

5 企画提案公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和元年5月21日1総厚第2932号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 事業の実施にあたって、本県からの求めに応じて、事業効果を高めるために必要な業務改善への積極的な取り組みや業務手法の変更、事業の進捗管理に必要な資料提供などに誠実かつ柔軟に対応できる者であること。
- (6) 福岡県内に事業所（支社・支店・営業所の別を問わない）を有する事業者であること。
- (7) 厚生労働大臣から職業安定法第30条に基づく有料職業紹介事業の許可を得ていること。
※ マネキン・家政婦等に限定した許可を除く。

6 企画提案公募スケジュール

- (1) 公募のスケジュール

- ア 質問の受付期限：令和8年3月10日（火）17時
- イ 企画提案書の提出期限：令和8年3月18日（水）12時
- ウ 選定委員会（書面審査）：令和8年3月18日（水）12時～
- エ 審査結果通知：令和8年4月上旬（予定）
- オ 受託候補者との協議及び契約締結：令和8年4月中旬

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案応募書（様式1）・・・1部
- ② 企画提案書（A4判横、片面印刷）・・・1部
- ③ 企画提案者における個人情報の取扱確認表（様式2）・・・1部
- ④ 有料職業紹介事業許可証の写し・・・1部
- ⑤ 見積書、見積内訳書（任意様式）・・・1部

イ 提出先

福岡県県土整備部県土整備企画課企画広報係 福澤
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟 6階南棟

ウ 提出方法

提出書類は、必要部数を印刷したもの、及び、各提出資料を電子データにてまとめた電子媒体（DVD-ROM等）を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）または持参すること。

エ 提出期限

令和8年3月18日（水）12時まで

※ 「ア⑤見積書（様式3）」は委託事業候補者選定後の委託契約手続を迅速に進めるために提出いただくものであり、見積額を選定に当たっての評価に含めるものではない。

なお、作成に当たっては、「事業費一式」等とするのではなく項目ごとに記載すること。

※ 期限までに提出された企画提案書のみ、受け付けることとする。

※ 提出書類受付時に書類の不備等による補正指示等を行うことがあるため、早めの提出をお願いします。

(3) 企画提案に関する質問の受付及び回答

ア 問合せ方法

下記メールアドレスへのメールで受け付けることとする（任意様式）。

【送付先】 dokikaku-koho@pref.fukuoka.lg.jp

メールの件名は「(質問) 令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業」とすること。

イ 受付期間

令和8年3月10日（火）17時まで

ウ 回答方法

問い合わせに対する回答は、県ホームページへの公開により行う。但し、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに個別に回答する。

(4) 説明会

企画提案公募説明会については開催しない。

(5) 応募の無効

次の事項に該当する者は失格とする。

- ア 本要領に示した企画提案公募参加資格がない者
- イ 故意に提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

(6) 選定委員会

- ア 企画提案書の提出後、審査委員会において企画提案書による書面審査を行い、委託候補者を決定する。
- イ 審査結果については、遅滞なく文書で通知する。

(7) 委託事業候補者の選定

ア 評価方法

企画提案書について、別添「評価基準」の評価項目ごとに評価を行い、次表に基づく点数化を行い、評価点を算出する。

評価	配点が30点の項目	配点が10点の項目	配点が5点の項目
特に良い	30点	10点	5点
良い	24点	8点	4点
普通	28点	6点	3点
若干不足	12点	4点	2点
不足	6点	2点	1点
評価項目に係る記載なし	0点	0点	0点

イ 選定方法

- ・評価方法に基づき算出された各委員の評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を委託事業候補者に選定する。
- ・評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、別添「評価基準」の『周知・広報の方法、受講者確保のための工夫』の評価点が最も高い企画提案書を提出した事業者を委託事業候補者に選定する。
- ・評価点の合計が同点で最も高く、かつ、別添「評価基準」の『周知・広報の方法、受講者確保のための工夫』の評価点も同点で最も高い企画提案書が複数ある場合は、当該事業者の中からくじにより委託事業候補者を選定する。
- ・更に各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、委託事業候補者から除外する場合がある。
- ・提案者が1者のみであった場合は、各選定委員の評価点の合計が満点の半分以上であることをもって、当該1者を委託事業者とする。
- ・審査に当たっては、企画提案書における企業の特定が可能な表現を黒塗りする。

ウ 選定結果

選定結果は応募者に対して文書で通知する。

7 企画提案書の作成

提案対象となる事業内容は別に提示する「令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業」企画提案

公募仕様書のとおりで、以下の点に留意して企画提案書を作成すること。

(1) 企画提案者の概要

- ① 団体名、代表者名
- ② 団体の概要・事業内容

(2) 事業全体の構成

- ① 事業の流れ及びスケジュール等事業の全体像
- ② 事業全体を管理する者及びその他の事業従事者の経歴、資格・経験等、他の事業と兼任する者がいる場合はそれぞれの業務に従事する時間配分等具体的な兼務内容等、事業の実施体制について記載すること。

(3) 支援内容の具体的提案

仕様書に示した「建設産業への興味・関心を高め、別紙で定める『良質な雇用』による正社員就職および職場定着」を達成するための手法を、具体的かつ詳細に記載すること。

ア 支援の内容（支援ごとに記載すること）

※ 以下の着眼点を参考に、各業務ごとに具体的に記載すること。

(ア)〔Ⅰ 企業・事業主向け支援〕の各業務について

- a 建設産業における企業ニーズを理解した支援内容となっているか。
- b ターゲットとする企業が受講しやすい会場・日程となっているか。

(イ)〔Ⅱ 求職者向け支援〕の各業務について

- a 参加者に対し建設産業への就業を促す内容となっているか。
- b ターゲットとする求職者が受講しやすい会場・日程となっているか。

(ウ)〔Ⅲ 就職促進支援〕の各業務について

- a 参加者に対し建設産業への就業を促す内容となっているか。
- b ターゲットとする求職者が受講しやすい会場・日程となっているか。

イ 周知・広報の方法、受講者確保のための工夫

(ア) 業務全体、各イベントにおいてターゲットとなる受講者層に対し、どのように周知を行うか

- (イ) 広報活動の実施時期や期間の設定は的確か。
- (ウ) 企業や求職者の参加を促す効果的な募集・開拓方法が示されているか
- (エ) 作成する建設産業の魅力発信動画が魅力的な内容となっているか

ウ 他事業との連携

(ア) 関連事業との効果的な連携方法が示されているか

(4) 事業の管理

① 目標の管理

目標達成に向けた具体的な手法と進捗管理

② 苦情等対応

苦情・クレーム処理に関する体制、対応方法等

③ 個人情報保護に係る体制

- ・ 別添「企画提案者における個人情報の取扱確認表」（様式2）に、個人情報保護に係る取組状況を具体的かつ詳細に記載し提出すること。
- ・ 「企画提案者における個人情報の取扱確認表」の記載内容が虚偽であった場合は、失格となるものとする。
- ・ 契約締結に当たっては、個人情報の取扱状況について県が指示するチェックリストを別途提出する必要がある。また、契約締結の後、記載内容が虚偽であることが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (5) 予算
業務の実施に要する費用の内訳（項目・数量・単価・金額・税など）が的確に示されているか。
- (6) 実績
本委託事業を適切に実施するに十分なノウハウ・実績があれば記載すること。（概ね過去2年以内の類似・関連するサービスに関する実績等）

8 委託事業候補者選定後の手続き

(1) 協議

委託事業候補者となった者と事業実施の細目等について協議を行うこととする。協議に当たっては、必要に応じて委託事業候補者が作成した企画提案書の趣旨を変更しない範囲において、事業実施方法等について修正を求めることがある。なお、委託事業候補者との協議が整わない場合は、契約を締結しないことがある。この場合、選定結果で次点となった応募者を委託事業候補者とし、事業実施の細目について協議を行うこととする。

(2) 契約の締結

8（1）の協議が整った後、福岡県は委託事業候補者と委託契約を締結する。契約に当たっては、提案内容を基に両者協議のうえ最終仕様を決定するため、改めて見積書を提出していただき、予定価格の範囲内で契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約に当たっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納付すること。なお、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還することとする。また、一定の要件を満たした場合、これを免除する場合がある。

(4) 暴力団排除条項

福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）の施行に伴い、契約に当たっては「誓約書」を提出すること。なお、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した場合は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

9 その他留意事項について

- (1) 企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、福岡県は、公表等必要な場合に、企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出期間経過後の書類の差し替えは認めないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しないこととする。
- (4) 提出された書類は、選定事務に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。また、契約締結に係る諸費用（印紙代等）が生じる場合は受託者の負担とする。
- (6) 提出書類受付後に応募を辞退する場合は、その旨書面で提出すること。
- (7) 企画提案公募実施に係る補足説明事項が生じた場合は、ホームページ上に公開するので適宜確認すること。

10 問合せ先

福岡県県土整備部県土整備企画課企画広報係 田浦、阿部
TEL：092-643-3696

FAX : 092-643-3646

メールアドレス : dokikaku-koho@pref.fukuoka.lg.jp

令和8年度福岡県建設産業雇用促進事業に係る業務委託 評価基準

評価基準			
評価項目	評価の観点	配点	
全般	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を理解し、必要な内容が提案されているか。 	10	
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールが具体的に記載され、適切に事業が実施できる内容となっているか。 組織体制は本業務を適切かつ確実に履行することが可能なものか。 人員は本業務履行に係る知識と経験を有し、必要な人数が配置されているか。 事業実施にあたり十分なノウハウを備えているか。 	10	
予算	<ul style="list-style-type: none"> 所要経費の積算金額が明確であり、積算単価や数量は妥当なものであるか。 	5	
提案内容	支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 〔Ⅰ 企業・事業主向け支援〕の各業務について、建設産業における企業ニーズを理解した支援内容となっているか。 ターゲットとする企業や求職者が受講しやすい会場・日程となっているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> 〔Ⅱ 求職者向け支援〕は、参加者に対し建設産業への就業を促す内容となっているか。 ターゲットとする企業や求職者が受講しやすい会場・日程となっているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> 〔Ⅲ 就職促進支援〕は、参加者に対し建設産業への就業を促す内容となっているか。 ターゲットとする企業や求職者が受講しやすい会場・日程となっているか。 	10
	周知・広報の方法、受講者確保のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> 各イベントの周知方法について具体的かつ効果的な手法が示されているか。 業務全体の広報について、具体的かつ効果的な手法が示されているか。 広報活動の実施時期や期間の設定は的確か。 作製する建設産業の魅力発信動画が魅力的な内容となっているか。 企業や求職者の参加を促す効果的な募集・開拓方法が示されているか。 	30
	他事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> 関連事業との効果的な連携方法が示されているか 	10
事業の管理	<ul style="list-style-type: none"> 苦情等の発生を想定し、適切な対応策を講じているか。 個人情報の取扱いについて十分な対応がとられているか。 	5	
合計		100	